

訪問介護重要事項説明書

[令和 7年 3月 1日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

アデリーケア練馬事業所 TEL：03-5923-7795

重要事項説明者 田近 郷 / 管理責任者 田近 郷

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 アデリーケア練馬事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	アデリーケア練馬事業所
所在地	東京都練馬区石神井町 4-3-15 カーサ・ヴェルデ石神井公園 1 F
介護保険指定番号	訪問介護 (東京都指定 1372008423 号)
サービスを提供する地域	練馬区・中野区・杉並区・西東京市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月～土、祝日	午前9：00～午後6：00
--------	---------------

※ 12月30日～1月3日を除く。

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士、介護職員実務者研修修了者	1名	2名	3名
サービス従業者	介護福祉士	常勤換算 2.5名以上		
	実務者研修修了者			
	介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級修了者			

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6：00～8：00	通常時間帯 8：00～18：00	夜間 18：00～22：00
平日・土	○	○	○
祝日	○	○	○

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 早朝(6：00～8：00)深夜(22：00～6：00)のご利用につきましてはご相談ください。

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

- (1) 身体介護 ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清 拭 ⑤ 体位変換 等
- (2) 生活援助 ① 買 物 ② 調 理 ③ 掃 除 ④ 洗 濯 等
- (3) その他サービス ① 介護相談 等
- (4) ホームヘルパーの禁止行為

- ① 利用者に対する暴力等の虐待行為
- ② 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く。）
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（庭の手入れやペットの世話等）
- ⑤ 単なる見守りのサービス

※ ③～⑤に関しては保険外サービスにより提供可能な場合がございます。また、保険外サービスではその他対応可能な内容もございますので、お気軽にお問い合わせください。

4 利用料金

(1) 介護保険 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の1割です。年金収入等の額に応じて負担割合が2割、または3割となる場合があります。但し、月額44,400円の負担上限があります。

利用者負担の減免、公費負担がある場合等はその負担額によります。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[料金表—基本料金・通常時間]

身体介護	20分未満	20分 ～30分未満	30分 ～1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間30分～ (30分増す毎に)
	1,858円	2,781円	4,411円	6,463円	9,34円
生活援助	20分 ～45分未満	45分～			
	2,040円	2,508円			
生活援助 (身体介護に 引き続く)	20分～	45分～	70分～		
	741円	1,482円	2,223円		

※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。

- ※ 初回のサービス提供責任者のサービス(または同行)は、200単位の2,280円をいただきます。
- ※ 緊急時に要請をいただいた訪問介護サービスは、100単位の1,140円をいただきます。
- ※ 訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリ専門職が訪問し、共同により訪問介護計画を作成した際には、生活機能向上連携加算として、200単位の2,280円(条件に応じて100単位の1,140円)をいただきます。
- ※ 歯科医療機関の歯科医師、又はその指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保した上で、サービス従業者が口腔の健康状態の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員に口腔の健康状態の評価結果を情報提供を行った際には、口腔連携強化加算として、月1回に限り50単位の570円をいただきます。
- ※ 認知症介護実践リーダー研修修了者を所定の基準で配置し、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方が事業所全体として半数以上の状況におきましては、認知症専門ケア加算として、1日当たり3単位の34円をいただきます。(条件に応じて1日当たり4単位の45円)

(2) 特定事業所加算(Ⅱ)

当事業所においては、定期的な研修や会議、情報共有の徹底等を実施し、人材の質の確保や介護職員等の配置要件等を満たし、より質の高いサービスを提供する体制を整備しておりますため、基本報酬(所定単位数)に10%を乗じた単位数で算定をすることと致します。

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

当事業所においては、所定単位数にサービス別加算率<訪問介護:24.5%>を乗じた単位数で算定をすることと致します。なお、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。(連絡先: アデリーケア練馬事業所 TEL 03-5923-7795)

① ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の18時までにご連絡がなかった場合	介護保険にて定める料金の50%

その他

- ※ お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ※ 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になります。
- ※ 料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日前後に当月分の料金を請求いたします。

すので、27日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

(お支払い方法は、口座自動引落、現金集金、銀行振込の3通りの中からご契約の際に選んでいただきます。尚、銀行振込の場合、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます)

- ※ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ※ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ※ お客さまのご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合がございますのでご了承下さい。
- ※ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

- ※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。また、下記のような行為があり、ハラ

メントに該当するとみなされる場合も同様です。

■ 暴力又は乱暴な言動、無理な要求

物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声や大声を発する、対象範囲外のサービスの強要 など

■ セクシュアルハラスメント

サービス従業者の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる など

■ その他

サービス従業者の自宅の住所や電話番号を執拗に聞く、ストーカー行為 など

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

6 当事業所の訪問介護サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
サービス従業者の変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性サービス従業者の有無	有	希望される方はお申し出ください
サービス従業者への研修の実施	有	1ヶ月に1回程度の全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	随時更新を行ってまいります

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 田近 郷
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底しています。

(5) 虐待防止マニュアルを作成するとともに、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 身体拘束について

(1) 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ・ 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ・ 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

- ・ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(2) 事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ・ 身体拘束等適正化委員会を設置します。
- ・ 身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- ・ 当該利用者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医 氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

主治医への 連絡基準	
---------------	--

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族、利用者に係る福祉事務所や居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

区市町村	区域管轄	
	連絡先	
居宅介護 支援事業所	事業所名	
	住所	
	連絡先	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
保障の概要	事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として

1.1 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所お客様 相談窓口

担当： 管理者 田 近 郷 電話： 03-5923-7795
その他（当社以外に、区市町村の窓口等に相談することができます。）
_____総合福祉事務所（住所地の管轄） 電話： 03-_____ - _____
練馬区役所 介護保険課 電話： 03-3993-1111(代)
※ 練馬区以外の利用者については、それぞれの区市町村の窓口にご相談下さい。
東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話： 03-6238-0177(代)

(2) 当事業所お客様 苦情窓口

担当： 管理者 田 近 郷 電話： 03-5923-7795
その他（当社以外に、区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。）
_____総合福祉事務所（住所地の管轄） 電話： 03-_____ - _____
練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 電話： 03-3993-1344
練馬区役所 介護保険課 電話： 03-3993-1111(代)
※ 練馬区以外の利用者については、それぞれの区市町村の窓口にご相談下さい。
東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話： 03-6238-0177(代)
東京都社会福祉協議会
福祉サービス運営適正化委員会事務局 電話： 03-5283-7020

1.2 虐待防止・人権擁護に関する相談・通報先

(1) 当事業所虐待防止・人権擁護 相談窓口

担当： 管理者 田 近 郷 電話： 03-5923-7795

(2) その他（当社以外に、区市町村の相談窓口等に相談・問い合わせをすることができます。）

_____総合福祉事務所（住所地の管轄） 電話： 03-_____ - _____
東京都社会福祉協議会
福祉サービス運営適正化委員会事務局 電話： 03-5283-7020

(3) 虐待発見時の通報先

_____総合福祉事務所（住所地の管轄） 電話： 03-_____ - _____

1.3 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施状況	実施評価機関	評価結果の開示状況
年 月 日 実施 ・ 未実施		

1.4 業務継続計画（BCP）の策定等

- (1) 感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みます。

会社の概要

社名 株式会社ヒューマンリライトケア
資本金 1,000 万円
社員数 16 名
設立 平成 23 年 12 月
所在地 東京都練馬区石神井町 4-3-15
カーサ・ヴェルデ石神井公園 1 階
代表取締役 田 近 郷
事業内容 訪問介護事業
障害福祉サービス（居宅介護）事業
練馬区介護予防・日常生活支援総合事業〔訪問型サービス〕
練馬区地域生活支援事業〔移動支援〕
練馬区育児支援ヘルパー事業・子育てスタート応援券事業
ヘルパー派遣（自費）サービス、家事代行サービス、研修支援事業

指定訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

< 事業者 > 株式会社ヒューマンリライトケア
< 事業所 > アデリーケア練馬事業所（東京都指定番号： 1372008423 号）
< 住 所 > 東京都練馬区石神井町 4-3-15 カーサ・ヴェルデ石神井公園 1 F
< 代表者名 > 田 近 郷 印

私は、事業者から契約書及び本書面を交付され、指定訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者

< 住 所 >
< 氏 名 > 印

代理人

< 利用者との関係 >
< 住 所 >
< 氏 名 > 印